

令和7年度「“日本農業遺産” 束稲山麓地域出前講座」実施要項

1 目的

令和5年1月に「日本農業遺産」に認定された束稲山麓地域（岩手県一関市舞川地区、奥州市生母地区、平泉町長島地区）について多くの方に知っていただくことで、地域活性化や持続可能な農林業のあり方について考えるきっかけとなることを目的として実施します。

2 対象

各種団体、小・中・高等学校（高専含む）及び特別支援学校、大学等

3 実施回数

可能な限り希望に応じて実施します。

4 実施期間

令和7年4月～令和8年3月

5 講師

束稲山麓地域農業遺産推進協議会事務局員

（一関市農政推進課、奥州市農地林務課、平泉町農林振興課、県南広域振興局農政部）

6 講座内容（一例：パワーポイントで30～40分説明する場合）

- ・ 農業遺産とは
- ・ 束稲山麓地域の農業遺産認定に向けた取組
- ・ 束稲山麓地域を取り巻く災害と、伝統的に受け継がれてきた対応方法について
- ・ 地域資源を生かした6次産業化の取組
- ・ 里山環境が育む豊かな生態系
- ・ 地域を守る取組の紹介
- ・ 今後の方針について

7 その他

- ・ 講座の時間については御相談ください。
- ・ 依頼にあたり、講演料や旅費は一切不要です。
- ・ 実施場所については、原則として依頼者が用意することとします。
- ・ 必要物品（プロジェクター等）については、依頼者と協議会において都度調整することとします。